

岩手県告示第492号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

平成28年5月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 宮古市、大船渡市、陸前高田市、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町
- 2 基本測量を実施する期間 平成28年5月30日から平成29年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（基本重力測量）